

**圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画に係る  
環境影響評価準備書**

平成 23 年 12 月

**埼玉県企業局**



# 圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書

## 目次

序章 経緯等 .....	序-1
第1章 事業者の氏名及び住所 .....	1
第2章 対象事業の目的及び概要 .....	3
2.1. 対象事業の名称 .....	3
2.1.1. 名称 .....	3
2.1.2. 種類 .....	3
2.1.3. 所在地 .....	3
2.2. 事業計画の背景 .....	3
2.3. 事業計画の目標 .....	4
2.4. 対象事業の目的 .....	4
2.5. 対象事業の実施区域 .....	5
2.6. 対象事業の規模 .....	8
2.7. 対象事業の実施期間 .....	8
2.8. 事業計画を作成するに至った経緯 .....	8
2.9. 対象事業の実施方法 .....	9
2.9.1. 土地利用計画 .....	9
2.9.2. 進出企業計画 .....	12
2.9.3. 造成計画 .....	13
2.9.4. 道路整備計画 .....	15
2.9.5. 供給施設計画 .....	17
2.9.6. 処理施設計画 .....	18
2.9.7. 廃棄物処理計画 .....	19
2.9.8. 交通計画 .....	19
2.9.9. 公園・緑地計画 .....	20
2.10. 工事計画 .....	21
2.10.1. 工事工程 .....	21
2.10.2. 資材運搬等の車両運行計画 .....	21
2.10.3. 建設機械の稼働計画 .....	21
2.10.4. 工事中における環境保全対策 .....	22
第3章 地域の概況 .....	25
3.1. 社会的状況 .....	25
3.1.1. 人口及び産業の状況 .....	25
3.1.2. 土地利用の状況 .....	28
3.1.3. 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況 .....	31

3.1.4. 交通の状況	35
3.1.5. 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況	39
3.1.6. 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	44
3.1.7. 法令による指定及び規制等の状況	45
3.2. 自然的状況	69
3.2.1. 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況	69
3.2.2. 水質、底質、水象等の状況	78
3.2.3. 土壌及び地盤の状況	83
3.2.4. 地形及び地質の状況	87
3.2.5. 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況	91
3.2.6. 景観、自然とのふれあいの場の状況	100
3.2.7. 文化財等の状況	102
第4章 関係地域	109
4.1. 関係地域の基準	109
4.2. 関係地域	109
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	111
第6章 調査計画書についての知事の意見	113
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	115
7.1. 環境保全の見地からの意見を有するものの意見の概要と事業者の見解	115
7.2. 知事の意見と事業者の見解	115
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	119
8.1. 調査項目	119
8.1.1. 環境影響要因の把握	119
8.1.2. 環境影響評価項目	119
8.1.3. 項目選定の理由及び根拠	121
8.2. 調査方法	125
第9章 第8章の選定についての知事の技術的助言の内容	129
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	131
10.1. 大気質	131
10.2. 騒音・低周波音	221
10.3. 振動	275
10.4. 悪臭	303

10.5. 水質 .....	313
10.6. 土壌 .....	325
10.7. 地盤 .....	329
10.8. 動物 .....	347
10.9. 植物 .....	405
10.10. 生態系 .....	427
10.11. 景観 .....	467
10.12. 廃棄物等 .....	493
10.13. 温室効果ガス等 .....	507
第 11 章 環境の保全のための措置 .....	527
11.1. 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置 .....	527
11.2. 代償措置の実施計画 .....	538
第 12 章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 .....	543
第 13 章 事後調査の計画 .....	565
13.1. 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由 .....	565
13.1.1. 事後調査項目の選定 .....	565
13.1.2. 事後調査項目から除外する項目及びその理由 .....	566
13.2. 事後調査方法等 .....	568
13.3. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針 ...	590
13.4. 事後調査の実施体制 .....	590
第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の指名及び所在地 .....	593

資料編